

伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

○伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年11月1日

規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例(平成20年伊佐市条例第168号)第15条の規定に基づき、ひしかり交流館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 ひしかり交流館は、次の利用に供するものとする。

- (1) 農林産物及び農林産加工製品の販売に関すること。
- (2) 都市住民との交流事業に関すること。
- (3) 情報発信事業に関すること。
- (4) その他研修会、会議等に関すること。

(出品物の範囲)

第3条 特産品展示販売及び朝市コーナーにおける出品物は、原則として市内で生産及び製造されたものに限るものとする。ただし、市長が必要と認めるものについては、出品できるものとする。

(職員)

第4条 ひしかり交流館に職員を置く。

(利用の許可の申請)

第5条 条例第4条の規定により、ひしかり交流館の利用の許可を受けようとする者は、ひしかり交流館利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、ひしかり交流館利用許可書(様式第2号)により許可を受けなければならない。

(施設の破損及び滅失の届出等)

第6条 ひしかり交流館の利用者が、当該施設を汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する汚損、破損又は滅失に係る施設の利用者に対し、損害賠償を命ずることができる。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事
 - (2) その他特に市長が必要と認めるとき。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、ひしかり交流館使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用開始前日までに、利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその他相当の理由があると認めるとき。

(禁止行為)

第9条 ひしかり交流館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 不潔な行為をすること。
- (3) 凶器、爆発物を持ち込むこと。

(利用後の整理)

第10条 ひしかり交流館の利用者は利用後、施設の清掃、整理をしなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第7条(見出しを含む。)及び第8条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(施行期日)

1. この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の菱刈町総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成13年菱刈町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第5条関係)